

【緊急記者会見】 令和2年（2020年）2月25日14：00－15：30

**文科省の教科書不正検定を告発する**  
－『新しい歴史教科書』（自由社）はなぜ不合格にされたのか－

主催 新しい歴史教科書をつくる会  
会場 ホテル・グランドヒル市ヶ谷

■出席者（発言順） 高池勝彦（つくる会会長）  
藤岡信勝 石原隆夫 皿木喜久 岡野俊昭（以上、つくる会副会長）  
司会 荒木紫帆

■会見次第 ご挨拶 高池勝彦  
報告 藤岡信勝  
発言 石原隆夫 皿木喜久 岡野俊昭  
質疑応答

\*終了後 1階の喫茶コーナーにて個別取材にも応じます。

《報告要旨》

■ 1 経過

2019.4.17 自由社、文科省に『新しい歴史教科書』を検定申請

11.5 文科省、自由社に『新しい歴史教科書』について「検定審査不合格となるべき理由書」を交付。405件の「欠陥箇所」を指摘。20日以内に「反論書」を提出できると通知。約1時間、4人の教科書調査官（村瀬信一・橋本資久・中前吾郎・鈴木楠緒子）から説明。

11.25 自由社、175項目の「反論書」を提出。

12.25 文科省、「反論認否書」を交付し、175の全項目に「否」の判定を下す。併せて「検定審査不合格理由書」（内容は11.5の理由書と同一）を交付。約2時間、教科書調査官4人（11.5と同一メンバー）から説明。著者グループから公開討論を申し入れるも返答なし。

2020.1.24 自由社と執筆者、中野理美教科書課長・村山専門官と面会、「不正検定」を事例を挙げて訴えて回答を求め、不合格処分の取り消しを要求する。

2.4 自由社と執筆者、中野教科書課長・村山専門官と再度面会。中野課長から教科書調査官の回答を伝達するも平行線。課長からは行政訴訟を示唆される。

2.20 文科省教科書課、自由社役員を呼び、翌日の記者会見について事情聴取。つくる会は自由社とは別の主体であり、一応伝えるが強制はできないと回答。

2.21 つくる会、文科省を訪れ、教科書課の村山専門官に萩生田光一文科大臣宛の書面と会の声明文を手交。その後、文科省記者クラブにて記者会見。

## ■ 2 文科省による「不正検定」の実態

1) 〈別紙〉カラー・リーフレット「これが文科省の『トンデモ検定』だ!!—教科書調査官の職権乱用を許すな!!」参照

2) パワーポイントを使用し、その他の事例を追加

3) 「欠陥箇所」をあげつらう検定意見の欠陥

- ・教科書編集の基準であり教科書検定の基準でもある「学習指導要領」を読まずに無視
- ・学習指導要領の不備の責任まで教科書会社に押しつける
- ・前回の検定を通過しているにもかかわらず、申請本の同じ記述を「欠陥箇所」とする
- ・前回も自由社の検定を担当した教科書調査官4人が、前回合格とした記述を今回は「欠陥箇所」とする
- ・他社の教科書では合格とされる記述を、自由社なるが故に「欠陥箇所」とする差別的な扱い
- ・自由社検定不合格を目的にした勝手なルールのデッチ上げによる「欠陥箇所」の増産
- ・教科書と学術絵論文の混同
- ・記述のレベルの違いを無視したイチャモン付け 「法隆寺を建てたのは宮大工」式の頭脳構造
- ・近年の研究動向を正確に把握しない無知
- ・新たな知見を教科書に盛り込むことを「確立した見解」を振りかざして拒否する
- ・まずは大まかなルールを教え、次に詳細や例外的な事例を教える、という教育的配慮の無視
- ・大まかなルールを提示することの意義を、重箱の隅を突く些末実証主義によって否定
- ・教科書に不要な専門的詳細事項を要求する
- ・不必要な揚げ足取りと詭弁
- ・「断定的に過ぎる」という断定
- ・教科書調査官の趣味や思想を押しつけ私見や特定の学説を強要する
- ・記述のスペースがなく不可能なことを要求する
- ・引用した原典の制約を無視する
- ・「生徒にとって理解し難い表現である」の多用（74件）
- ・「生徒が誤解するおそれのある表現である」の乱用（217件）
- ・木を見て森を見ない思考
- ・「歴史とは何か」という問いへの無関心
- ・皇紀に対する異常な忌避感
- ・中国・韓国への異常な忖度と剥き出しの自虐史観
- ・共産主義の悪を書かせないという異常な決意
- ・何が何でも自由社を不合格にするという異常な執念

### ■ 3 なぜ無理な「欠陥箇所」を製造したか

#### 1) 教科書検定基準（自由社適用分のみ）

○義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成 29 年 8 月 10 日文部科学省告示第 105 号）

#### 第 1 章 総則 [略]

#### 第 2 章 教科共通の条件

##### 1 基本的条件 [略]

##### 2 選択・扱い及び構成・排列 [抄]

（学習指導要領との関係）

（1） 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。その際、知識及び技能の活用、思考力、判断力、表現力等及び学びに向かう力、人間性等の発揮により、資質・能力の育成に向けた児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう適切な配慮がなされていること。

（引用資料）

（9） 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

（10） 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

##### 3 正確性及び表記・表現 [全]

（1） 図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと（（2）の場合を除く。）。

（2） 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。

（3） 図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。

（4） 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。

（5） 図、表、グラフ、地図などは、教科に応じて、通常の約束、方法に従って記載されていること。

#### 第 3 章 教科固有の条件 [抄]

[社会科（「地図」を除く。）]

##### 1 選択・扱い及び構成・排列 [抄]

（4） 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。

（5） 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。

（6） 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。

2) 405 件の欠陥箇所の検定基準別内訳

2 - (1) 学習指導要領との関係	5 ( 1. 2%)	
2 - (9) 資料の信頼性	3 ( 0. 7%)	
2 - (10) 著作権関係	2 ( 0. 5%)	
3 - (1) 誤り・不正確	59 (14. 6%)	
3 - (2) 誤字・脱字	29 ( 7. 2%)	
3 - (3) 理解し難い・誤解するおそれ	292 (72. 1%)	★
3 - (4) 漢字等表記の適切	15 ( 3. 7%)	
計	405 ( 100%)	

3) 3- (3) の内訳

生徒にとって理解し難い表現である	74 (25. 3%)	
生徒が誤解する可能性のある表現である	217 (74. 3%)	★
不明 (教科書調査官の書き間違いと推定される)	1 ( 0. 0%)	
計	292 ( 100%)	

4) 検定意見の数を基準にした検定結果の3分類と自由社申請図書 (314 ページ) のケース

検定意見の数	自由社のケース	通知	その後の処遇
①申請図書の頁数未満	1 ~ 313	留保	検定意見交付・通常の検定開始
②申請図書の頁数以上1.2未満	314 ~ 376	不合格	70日以内再申請→②に同じ
③申請図書の頁の1.2以上	377 ~	不合格	一発不合格 (検定終了)

\*形式上は①と異なり②③はともに「不合格」だが、実際の分割線は②と③の間にある。

5) 「一発不合格」制度の新設が「自由社の検定意見の数と処遇の関係」をどう変えたか

2008年度 (平成20年度)	516 → 70日以内再申請	1998学習指導要領
2010年度 (平成22年度)	237 → 通常の検定	2008学習指導要領
2014年度 (平成26年度)	357 → 70日以内再申請	
★2016年度 (平成28年度)	一発不合格制度 (③) の施行	
2018年度 (平成30年度)	— 検定申請せず	
2019年度 (平成31年度)	405 → 一発不合格 (検定終了)	2017学習指導要領

★対向ページに、以上の全体を「見える化」したグラフを掲載する。

#### ■ 4 自由社歴史教科書への「検定不合格処分」の本質

1) 初めから自由社の歴史教科書を不合格にすることを決めた上で、検定意見を積み重ね、まだ足りないのを、強引に理屈に合わない検定意見を絞り出し、水増しし、しゃにむに「一発不合格」に必要な数を積み上げた不正行為である。これがことの真相である。

2) これは公務員による特定民間企業への不当な仕打ちであり、差別的な処遇であって、憲法第 15 条の定める「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、部分の奉仕者ではない」という規定に違反する。国家公務員の服務規程にも違反する。

3) 文科省の官僚がしでかした職権乱用による大スキャンダルであり、政権に対するクーデターというべき性格も帯びている。

4) 検定期間中の公表は文科省の規則違反だというのが、自由社歴史教科書の検定は完了しており、しかも不正が行われたことが歴然としているのだから、被害者として公表して社会に訴えるのは当然の権利であり、義務でさえある。しかも、その時は今しかない。

#### ■ 5 つくる会の今後の方針

1) 文科省は自由社の検定不合格処分を撤回することを要求する。また、関係者すべての処分を要求する。教科書調査官は懲戒解雇が相当である。

2) 行政府による失態は、立法府によって回復させなければならない。国会は特別委員会をつくり、双方の関係者を召喚して徹底した調査をすべきである。

3) 自由社は、検定不合格となった図書を<文科省検定不合格教科書>として、4 月早々に市販本として発売する予定である。また、検定を分析・批判する書籍も刊行する。同時に、つくる会は検定資料を公開し、<「文科省の教科書検定」を検定する>国民的取り組みを提唱する。

4) 教科書調査官と執筆者・関係者の公開討論会を開催し、国民の前で説明を求める。なお、争点は「405」ではなく、「29」である。少なくとも 29 以上、不正に検定意見を積み重ねた作為こそ不正行為の最大の焦点である。

5) 行政訴訟も検討する。

6) 教科書検定制度は抜本的に改められなければならない。それは少なくとも、次の諸点を含まなければならない。(ただし、検定制度の廃止には反対である)

①「検定意見」を「欠陥箇所」にヘンシンさせるのはやめよ。検定意見の本質に反する。

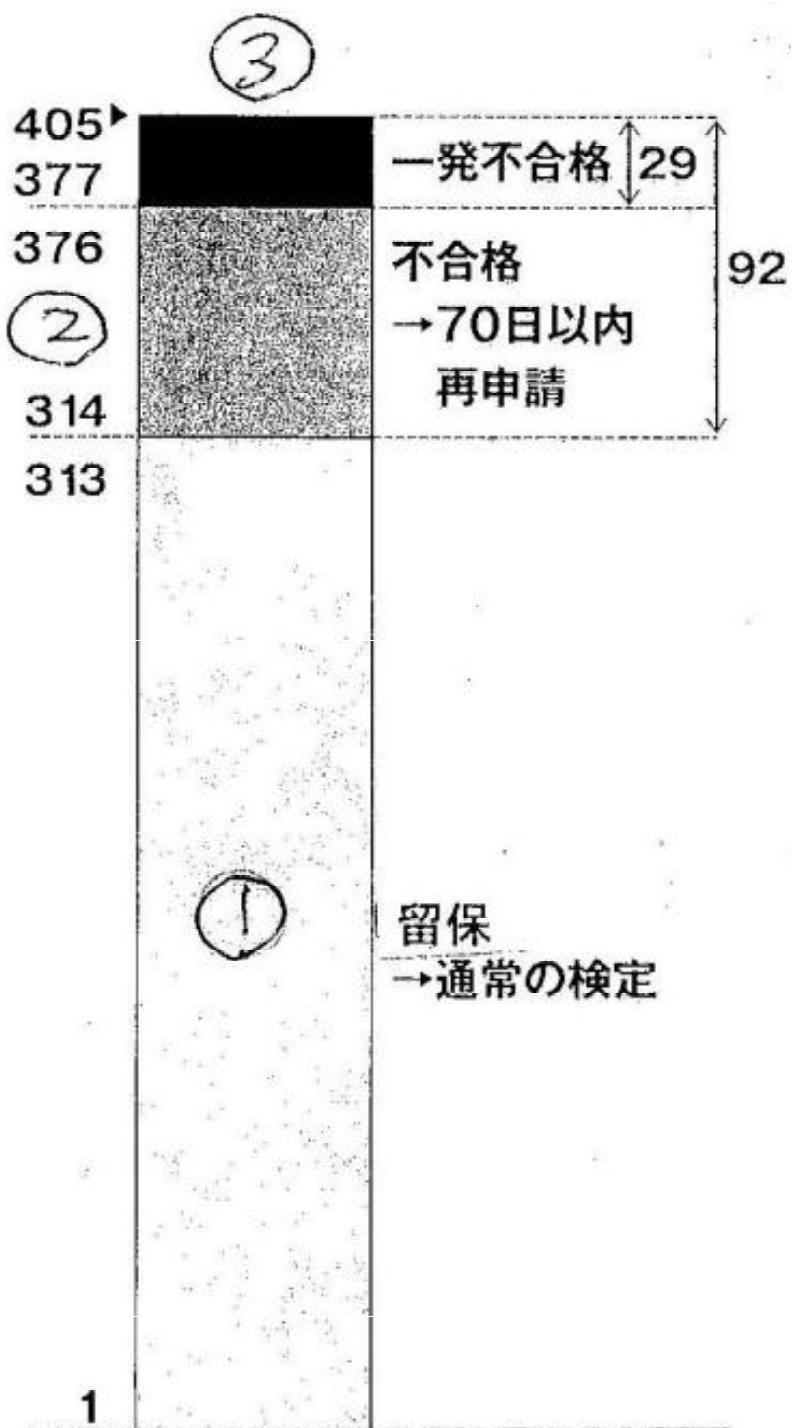
②かつての、強制力のある「修正意見」と、従う義務のない「改善意見」の区別を復活せよ。

③「一発不合格」の制度をやめよ。

④教科書調査官の権限を明確にし、個人の趣味や思想、学説を押しつける権限はないことを明確にせよ。

⑤近隣諸国条項を廃止せよ。

7) 当面、3 月 11 日 (木) 午後 6 時 30 分から、「不正な教科書検定を糾弾する決起集会」(仮称)を「実行委員会」方式で開催する。会場は星陵会館。



■314ページの教科書の検定意見(欠陥箇所)の数と3つのケースの関係図